

総務財政委員会 案件一覧

(令和5年11月29日開催分)

○付託議案審査 7件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
総務部	1	第111号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1	堀江 人事課長
		第112号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2	
		第108号議案 大田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	3	梅崎 総務課長
		第109号議案 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
		第110号議案 大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
		第113号議案 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
		第114号議案 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例		

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

(1) 給料表〔第5条 別表第1・2・3・4・5〕

項目	内容
行政職給料表 (一)(二) 医療職給料表 (一)(二)(三)	<ul style="list-style-type: none"> ・行(一)について、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について、1,000円以上給料月額を上げる。 ・その他の給料表は、行(一)との均衡を考慮した改定を行う。

(2) 特別給(期末手当・勤勉手当)〔第21条〕

- ・年間の支給月数を0.1月引上げ(現行4.55月→4.65月)
- ・引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】一般職員の場合(再任用職員以外の職員)

	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	1.075月	1.075月	2.150月
計	2.275月	2.275月	4.550月

【改正後】

	令和5年度			令和6年度以降		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	1.075月	1.175月	2.250月	1.125月	1.125月	2.250月
計	2.275月	2.375月	4.650月	2.325月	2.325月	4.650月

2 改正理由

- (1) 給与等実態調査により、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円(0.98%)を解消するため、給料表を改定する。

人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向を踏まえて初任給を上げる。

- (2) 民間の特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ4.65月とする。

3 施行予定日

- (1) 公布の日。給料表の改定は令和5年4月1日から適用する。
- (2) 令和5年度分は公布の日、令和6年度以降分は令和6年4月1日。

職員の給与に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号	○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号
第1条から第20条まで（現行のとおり） （期末手当）	第1条から第20条まで（略） （期末手当）
第21条（現行のとおり）	第21条（略）
2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「 <u>100分の100</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」とする。
4（略）	4（略）
第21条の2及び第21条の3（現行のとおり） （勤勉手当）	第21条の2及び第21条の3（略） （勤勉手当）
第21条の4（現行のとおり）	第21条の4（略）
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、 <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4から6まで（現行のとおり）	4から6まで（略）
第21条の5から第23条まで（現行のとおり） <u>別表第1から第5まで（略）（全部改正）</u>	第21条の5から第23条まで（略） <u>別表第1から第5まで（略）（全部改正）</u>

職員の給与に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号	○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号
第1条から第20条まで（略） （期末手当）	第1条から第20条まで（略） （期末手当）
第21条（略）	第21条（略）
2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4（略）	4（略）
第21条の2及び第21条の3（略） （勤勉手当）	第21条の2及び第21条の3（略） （勤勉手当）
第21条の4（略）	第21条の4（略）
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、 <u>100分の130</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、 <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。
4から6まで（略）	4から6まで（略）
第21条の5から第23条まで（略）	第21条の5から第23条まで（略）
<u>付 則</u> <u>（施行期日等）</u>	
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u>	

新	旧
<p><u>2 第1条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u></p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>（委任）</u></p> <p><u>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>	

総務財政委員会 令和5年11月29日
総務部 資料2番
所管 人事課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

- (1) 会計年度任用職員の給料表について、常勤職員の例により改定する。〔第3条〕
- (2) ・特別給（期末手当）の支給月数を0.1月引き上げる。〔第16条及び第29条〕
 ・地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する規定を新設し、令和6年度から常勤一般職員と同支給月数の特別給を支給する。

【現行】

	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	—	—	—
計	1.200月	1.200月	2.400月

【改正後】

	令和5年度			令和6年度以降		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.300月	2.50月	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	—	—	—	1.125月	1.125月	2.250月
計	1.200月	1.300月	2.500月	2.325月	2.325月	4.650月

2 改正理由

- (1) 職員の給料表を用いて決定している会計年度任用職員の給与について、当該給料表の改正により、常勤職員の例により改正する。
- (2) ・常勤職員の特別給を0.1月引き上げることを踏まえ、期末手当の支給額を引き上げる。
 ・地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する旨の規定を新設する。

3 施行予定日

- (1) 公布の日。
- (2) 令和5年度分は公布の日、令和6年度以降分は令和6年4月1日。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月4日 条例第26号</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月4日 条例第26号</p>
<p>第1条から第2条まで（現行のとおり） （給料表）</p> <p>第3条 会計年度任用職員（第17条第3項に規定する職に従事する会計年度任用職員を除く。）の給与及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとし、当該給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。）第5条第1項各号に掲げる給料表のとおりとする。</p>	<p>第1条から第2条まで（略） （給料表）</p> <p>第3条 会計年度任用職員（第17条第3項に規定する職に従事する会計年度任用職員を除く。）の給与及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとし、当該給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。）第5条第1項各号に掲げる給料表（<u>当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されているものをいう。</u>）のとおりとする。</p>
<p><u>2 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>3 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第1項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p><u>（1） 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（大田区における任命権者によって任用される場合に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員</u></p> <p><u>（2） 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（大田区における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 （現行のとおり）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 （略）</p>

新	旧
<p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (現行のとおり)</p> <p>第 17 条から第 28 条まで (現行のとおり)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 29 条 (現行のとおり)</p> <p>2 期末手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (現行のとおり)</p> <p>第 30 条から第 33 条まで (現行のとおり)</p>	<p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>第 17 条から第 28 条まで (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第 17 条及び第 18 条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>第 30 条から第 33 条まで (略)</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年10月4日 条例第26号	令和元年10月4日 条例第26号
第1条（略） （給与）	第1条（略） （給与）
第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。	第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。
（1） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u>	（1） 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当 <u>及び期末手当</u>
（2） 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） <u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>	（2） 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） <u>報酬及び期末手当</u>
2及び3 （略）	2及び3 （略）
第3条から第13条まで（略） （休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）	第3条から第13条まで（略） （休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）
第14条 法第28条第2項の規定による休職、職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（ <u>同条第1号及び第2号</u> に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。	第14条 法第28条第2項の規定による休職、職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（ <u>第1号及び第2号</u> に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。
2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> を支給することができる。 （フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）	2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、 <u>期末手当</u> を支給することができる。 （フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

新	旧
<p>第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第16条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び<u>支給の一時差止め</u>は、給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例第21条の4第5項において準用する給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p>第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条及び第29条において</u>これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び<u>一時差止め</u>は、給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</u></p> <p>第17条から第26条まで（略）</p> <p>（休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与）</p> <p>第27条 法第28条第2項の規定による休職、休職規則第2条第3号若しくは第4号（<u>同条第1号及び第2号</u>に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、<u>次条及び第29条の2</u>の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び<u>支給の一時差止め</u>は、給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4（略）</p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第29条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対し</u></p>	<p>第17条から第26条まで（略）</p> <p>（休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与）</p> <p>第27条 法第28条第2項の規定による休職、休職規則第2条第3号若しくは第4号（<u>第1号及び第2号</u>に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、<u>期末手当</u>を支給することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、<u>次条の給与</u>を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び<u>一時差止め</u>は、給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</u></p> <p><u>2 勤奨手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 勤奨手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例第21条の4第5項において準用する給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤奨手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</u></p> <p>第30条から第33条まで （略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（令和5年度における給与の差額の支給日）</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第2項の増額等改定があった場合に生じた給与の差額の支給日は、令和5年度に限り、令和6年3月15日とする。</u></p>	<p>第30条から第33条まで （略）</p>

総務財政委員会	
令和5年11月29日	
総務部	資料3番
所管	総務課

大田区特別職報酬等の改定について

1 給料・報酬月額の改定について

(1) 改定内容

一般職員に対する給与改定内容を踏まえ、給料・報酬月額を上げる。

(2) 改定額一覧

		現行金額 (円)	改定後金額 (円)	増減額 (円)	増減率 (%)
区長等	区長	1,154,800	<u>1,158,200</u>	3,400	0.29
	副区長	926,800	<u>929,500</u>	2,700	0.29
委員会 教育	教育長	829,200	<u>831,600</u>	2,400	0.29
	※委員	245,900	<u>246,600</u>	700	0.28
選挙管理委員会	※委員長	295,600	<u>296,400</u>	800	0.27
	※職務代理者	265,800	<u>266,500</u>	700	0.26
	※委員	245,900	<u>246,600</u>	700	0.28
監査委員	※議員選任	171,300	<u>171,800</u>	500	0.29
	※識見	356,400	<u>357,400</u>	1,000	0.28
	常勤監査委員	625,200	<u>627,000</u>	1,800	0.29
区議会	議長	928,800	<u>931,500</u>	2,700	0.29
	副議長	783,500	<u>785,800</u>	2,300	0.29
	委員長	658,000	<u>659,900</u>	1,900	0.29
	副委員長	631,200	<u>633,000</u>	1,800	0.29
	議員	612,300	<u>614,100</u>	1,800	0.29

※印の職にある者には期末手当は支給されない。

(3) 施行日 令和5年12月1日

2 期末手当の改定について

(1) 改定内容

一般職員の改定月数の改定率を準用し、年間の支給月数を0.08月上げる。

(区長・副区長・常勤監査委員・教育長 現行3.75月→3.83月
区議会議員 現行3.97月→4.05月)

(2) 区長・副区長・常勤監査委員・教育長の支給月数

【現行】

	6月	12月	計
支給月数	1.875月	1.875月	3.75月

【改定後】

	6月	12月	計
(1) 令和5年度	1.875月	<u>1.955月</u>	<u>3.83月</u>
(2) 令和6年度以降	<u>1.915月</u>	<u>1.915月</u>	3.83月

(3) 区議会議員の支給月数

【現行】

	6月	12月	計
支給月数	1.985月	1.985月	3.97月

【改定後】

	6月	12月	計
(1) 令和5年度	1.985月	<u>2.065月</u>	<u>4.05月</u>
(2) 令和6年度以降	<u>2.025月</u>	<u>2.025月</u>	4.05月

(4) 施行日

- ア 令和5年度分 令和5年12月1日
- イ 令和6年度以降分 令和6年4月1日

3 改正する条例名

- (1) 大田区長等の給料等に関する条例
- (2) 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 大田区監査委員の給与等に関する条例
- (4) 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

大田区長等の給料等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧												
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p>												
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、別表1による。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,158,200円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;"><u>929,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (略)</p>	職名	給料月額	区長	<u>1,158,200円</u>	副区長	<u>929,500円</u>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、別表1による。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,154,800円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;"><u>926,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (略)</p>	職名	給料月額	区長	<u>1,154,800円</u>	副区長	<u>926,800円</u>
職名	給料月額												
区長	<u>1,158,200円</u>												
副区長	<u>929,500円</u>												
職名	給料月額												
区長	<u>1,154,800円</u>												
副区長	<u>926,800円</u>												

大田区長等の給料等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の191.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び別表2（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び別表2（略）</p>

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																										
<p>○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月 28 日 条例第11号</p>	<p>○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月 28 日 条例第11号</p>																										
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第 2 条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理委員会の補充員を除き、月額とし、その額は、別表による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p> <p><u>別表 (第 2 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">委員会の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>246,600円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;"><u>296,400円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長職務代理者</td> <td style="text-align: right;"><u>266,500円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>246,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。</u></p>	委員会の名称	報酬月額		教育委員会	委員	<u>246,600円</u>	選挙管理委員会	委員長	<u>296,400円</u>	委員長職務代理者	<u>266,500円</u>	委員	<u>246,600円</u>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第 2 条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理委員会の補充員を除き、月額とし、その額は、別表による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p> <p><u>別表 (第 2 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">委員会の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>245,900円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;"><u>295,600円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長職務代理者</td> <td style="text-align: right;"><u>265,800円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>245,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	委員会の名称	報酬月額		教育委員会	委員	<u>245,900円</u>	選挙管理委員会	委員長	<u>295,600円</u>	委員長職務代理者	<u>265,800円</u>	委員	<u>245,900円</u>
委員会の名称	報酬月額																										
教育委員会	委員	<u>246,600円</u>																									
選挙管理委員会	委員長	<u>296,400円</u>																									
	委員長職務代理者	<u>266,500円</u>																									
	委員	<u>246,600円</u>																									
委員会の名称	報酬月額																										
教育委員会	委員	<u>245,900円</u>																									
選挙管理委員会	委員長	<u>295,600円</u>																									
	委員長職務代理者	<u>265,800円</u>																									
	委員	<u>245,900円</u>																									

大田区監査委員の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例	○大田区監査委員の給与等に関する条例
平成4年12月4日 条例第71号	平成4年12月4日 条例第71号
第1条（略） （給料額及び報酬額）	第1条（略） （給料額及び報酬額）
第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額 <u>62万7,000円</u> とする。	第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額 <u>62万5,200円</u> とする。
2 識見監査委員で非常勤のもの報酬の額は、月額 <u>35万7,400円</u> とする。	2 識見監査委員で非常勤のもの報酬の額は、月額 <u>35万6,400円</u> とする。
3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 <u>17万1,800円</u> とする。	3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 <u>17万1,300円</u> とする。
第3条（略） （その他の給与）	第3条（略） （その他の給与）
第4条（略）	第4条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の195.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 （1）給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 （2）前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 （3）給料月額に100分の25を乗じて得た額	3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の187.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 （1）給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 （2）前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 （3）給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで（略）	4から6まで（略）
第5条（略）	第5条（略）

大田区監査委員の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例	○大田区監査委員の給与等に関する条例
平成4年12月4日 条例第71号	平成4年12月4日 条例第71号
第1条から第3条まで（略） （その他の給与）	第1条（略） （その他の給与）
第4条（略）	第4条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の191.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の195.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額	（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額	（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで（略）	4から6まで（略）
第5条（略）	第5条（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u>	

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条（略） （給料の額）</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>83万1,600円</u>とする。</p> <p>第3条及び第4条（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条（略） （給料の額）</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>82万9,200円</u>とする。</p> <p>第3条及び第4条（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の191.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧																
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p>	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p>																
<p>第1条（略） （議員報酬の額）</p>	<p>第1条（略） （議員報酬の額）</p>																
<p>第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長の職にある議員 月額 <u>93万1,500円</u></p> <p>副議長の職にある議員 月額 <u>78万5,800円</u></p> <p>委員会委員長の職にある議員 月額 <u>65万9,900円</u></p> <p>委員会副委員長の職にある議員 月額 <u>63万3,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>61万4,100円</u></p>	<p>第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長の職にある議員 月額 <u>92万8,800円</u></p> <p>副議長の職にある議員 月額 <u>78万3,500円</u></p> <p>委員会委員長の職にある議員 月額 <u>65万8,000円</u></p> <p>委員会副委員長の職にある議員 月額 <u>63万1,200円</u></p> <p>議員 月額 <u>61万2,300円</u></p>																
<p>第3条及び第4条（略） （期末手当）</p>	<p>第3条及び第4条（略） （期末手当）</p>																
<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の206.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の198.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																

新	旧
3 (略) 第 6 条 (略)	3 (略) 第 6 条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧																
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の206.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																